

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 平成28年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第86号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 制定について

- ・新旧対照表

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (他の法律による給付との調整) 第4条 略			○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (他の法律による給付との調整) 第4条 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該公務災害補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。		
傷病補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73	傷病補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73

改正案		現 行	
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年	0.75	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年	0.75

改正案			現行		
	金」という。)			金」という。)	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
傷病補償年金(第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)	傷病補償年金(第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)		障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)		障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等		旧船員保険法による障害年金	0.83(第1

改正案			現行		
		級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)			級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)		旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)		旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
<p>2 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p> <p>(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金</p>			<p>2 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p> <p>(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金</p>		

改正案	現 行				
<p>(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金</p> <p>3 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p>	<p>(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金</p> <p>3 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td>0.73</td> </tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td>0.73</td> </tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73				
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73				
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88				
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86				
<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88				
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88				
<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> </table>	旧船員保険法による障害年金	0.75	<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> </table>	旧船員保険法による障害年金	0.75
旧船員保険法による障害年金	0.75				
旧船員保険法による障害年金	0.75				
<table border="1"> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> </table>	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	<table border="1"> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> </table>	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75				
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75				
<table border="1"> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧国民年金法による障害年金	0.89	<table border="1"> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧国民年金法による障害年金	0.89
旧国民年金法による障害年金	0.89				
旧国民年金法による障害年金	0.89				
4 略	4 略				